

株式会社北健友社 奨学金規定

1994年 9月 1日制定
2002年 7月11日改定
2007年 6月 1日改定

第1条（目的）

全日本民主医療機関連合会（以下民医連）の綱領に基づき医療活動をすすめる当社は、民医連綱領と当社定款目的の実現に有用な社員および後継者を育成するため、奨学金制度を設ける。

第2条（名称）

この制度の名称を「株式会社北健友社奨学金制度」とし、奨学金の貸与を受ける者を奨学生とする。

第3条（奨学生の資格）

この規定の趣旨を認め、資格取得後、当社に勤務する意志を有する以下の者を対象とする。

- ①薬科大学または薬学部にて在学中の者及び入学を許可された者。
- ②社員で、進学あるいは研修・留学を取締役会により許可され休職する者。
- ③その他、取締役会が特別に育成の必要性がありと認めた者。

第4条（奨学生の義務）

- ①奨学生となった者は、当社の優れた社員となるために自覚をもって勉学に励み、自己の人間成長に努めなければならない。
- ②奨学生は、常に居住を明らかにし、変更があった場合は速やかに届け出なければならない。
- ③奨学生は、当社が必要と認めた学習会や会議などに積極的に参加するよう努めなければならない。
- ④奨学生は、当社より修学状況の報告を求められた場合はこれに応えなければならない。

第5条（申請の手続き）

本規定により奨学金を希望する者は、次の関係書類を一括して取締役会に提出することとする。

- ①奨学金申請書・決意書（様式1）
- ②自筆履歴書（写真添付、社員の場合は不要）
- ③在学証明書または入学許可書
- ④その他、取締役会が必要として提出を求めた書類

第6条（審査と承認）

- ①取締役会は、奨学金規定の適用要件にそって審査し、承認または不承認を決定する。
- ②審査結果はすみやかに本人に通知する。

第7条（契約）

奨学生として承認した場合は、当社と本人との間で金銭消費貸借契約書を締結する。
（別紙様式2）

第8条（奨学金の金額）

奨学金の金額は、以下の通りとする。

- ①第1種奨学金：月額50,000円とする。
原則として、資格取得後に当社の社員となった場合には、毎月の返済時に第1種奨学金月額と同額の手当を支給する（源泉徴収対象の手当）。
- ②第2種奨学金：月額1万円～6万円の範囲で選択する。
ただし、第2種奨学金は希望者のみに支給する。

第9条（貸与基準と支払い）

奨学金の貸与基準と支払いは次の通りとする。

- ①貸与期間：奨学金貸与を申請した月（入学前申請ならば入学月）から卒業する月まで。
ただし、奨学生としての開始時期は、本人の申し出があり取締役会が了承した場合は、申請した月よりさかのぼることができる。
また、通常の修学年数を過ぎる場合（留年等）の対応は、別途協議する。
- ②貸与金額：第8条の第1種と第2種の合計額とする。
- ③貸与日：貸与日は原則として前月の25日とし、当日が金融機関営業日でない場合は、その前日とする。
- ④貸与利息：原則として無利息とするが、例外として第13条の場合がある。

第10条（返済）

奨学金の返済は、次の通りとする。

- ①当社に採用された後、3ヶ月後から返済を開始する。
- ②返済期間は原則として奨学金貸与期間と同一とする。
- ③第2種奨学金については、経済的事情により返済期間の延長を申請することができる（別紙様式3）。返済期間の延長は、奨学金貸与期間の3倍を限度とする。
- ④返済期間や月数などは、入社時に協議の上返済計画書を確定する。

第11条（貸与の終了と一括返済）

次のいずれかに該当する場合は、本規定の中止を適用し、奨学金の貸与を打ち切るものとする。同時に、奨学生はすでに貸与した奨学金を一括返済しなければならない。

- ①学校を退学した場合、または卒業が不可能になった場合。
- ②奨学生としてふさわしくない状況が発生したと認められた場合。
- ③奨学生が、本規定による奨学金の貸与を辞した場合。
- ④奨学金を受けた社員が、返済終了前に当社を退職した場合。

第12条（入社辞退）

奨学生が、卒業後本規定に反し当社に就職することができなかつた場合は、貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

第13条（奨学金一括返済遅延時の利息）

上記第11条あるいは第12条に該当した場合であつて、一括返済ができない事情がある場合には、第11条あるいは第12条に該当することが判明した日の翌月1日から利息が発生する。その場合の利息は、年利2%とする。

第14条（資格取得できなかつた場合）

卒業後、資格を取得できなかつた場合は、1年間を限度に返済を延期することができる。ただし、引き続き資格取得の意志があり、かつ当社への入職の意志がある者のみとする。これらの意志がない場合、あるいは本人の意志と関係なく資格取得が不可能と認められた場合は、第12条と同様の扱いとする。

第15条（特例事項等）

本規定にない事案が発生した場合は、当事者間の協議を行った上で、取締役会が判断する。

（付則）

第1条 本規定は、2007年4月1日より実施する。

第2条 2007年4月1日以前に旧奨学金規定で貸与を受けている者は、入社後、本規定に基づいて、返済計画を協議し、確定する。

第3条 本規定の改廃は、取締役会が行う。